

あなたの将来、いくら必要かご存知ですか？

農業者年金



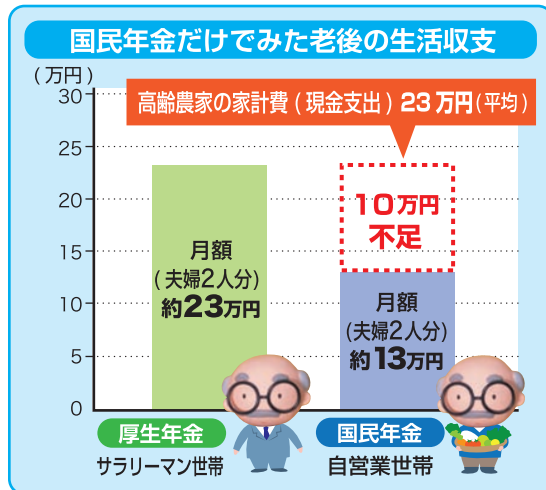
国民年金だけでは足りません

高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は、現金支出で年額約280万円、月額約23万円が必要といわれています。農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6.5万円、夫婦あわせて月額（約13万円）で、毎月約10万円不足してしまいます。サラリーマンの場合は、国民年金（基礎年金）の上乗せ年金として、厚生年金があり、年額約280万円、月額約23万円を受け取っています。

●農業者年金に加入すれば…農業者年金の支給（月額）の試算

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	7.4万円	6.4万円	11.1万円	9.6万円
30歳	30年	4.9万円	4.2万円	7.3万円	6.3万円
40歳	20年	2.9万円	2.5万円	4.3万円	3.7万円
50歳	10年	1.2万円	1.1万円	1.9万円	1.6万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.40%となった場合の試算です。付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.40%は農林水産省（H23.4.1）により定められている率です。
 ※年金は年4回（2・5・8・11月）に支払われます。（年額）が12万円未満の場合は年1回11月に支払われます。



●お問い合わせは

(独)農業者年金基金…TEL03-3502-3942 (企画調整室)

愛知県農業会議…TEL052-953-5877

JA愛知中央会…TEL052-951-6944

最寄りの市町村農業委員会・JAへ

メリットの大きい 公的年金制度 **農業者年金**に加入しましょう

農業に従事する人だけが加入できるんじゃよ

農業者年金に加入できるのは、国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人です。自分名義の農地を持っていない人や、農地所有者の配偶者や後継者でも、農業従事日数が年間60日以上あれば加入できます。

意欲ある若い担い手は保険料助成が受けられるんじゃよ

認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には、基本保険料のうち国から最高半額（最高1万円）の助成が受けられます。

公的年金だから、税制上の優遇措置があるのじゃよ

農業者年金の保険料は社会保険料控除として、所得から全額控除することができますので、その分課税所得が下がり、保険料の15%~30%程度の節税効果をもたらします。

●保険料支払いによる節税効果の試算

税 率	保 険 料 の 額 が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

※各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。



長期に安定した制度ですよ

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立てる積立方式の「確定拠出型」ですので、将来の年金加入者数には影響されません。少子・高齢化等の影響は受けないということです。

保険料は自由に選択できますわよ

毎月の保険料は2万円を基本として、最高6万7千円まで、千円単位で自由に決められます。

80歳までの保証が付いた終身年金ですよ

年金は終身年金、すなわち、受給者が亡くなるまで給付されます。仮に、80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

●お問い合わせは下記へ

